

災害救助法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

【本則関係】

○ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号） 1

【附則関係】

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第二条関係） 14

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三条関係） 16

○ 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第 22
号）（附則第四条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>—<u>第二条</u>の三）</p> <p>（略）</p> <p>第三章 費用（<u>第十八条</u>—<u>第三十条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第三十一条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第三十二条</u>—<u>第三十五条</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（救助の対象）</p> <p>第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</p> <p>（救助実施市の長による救助の実施）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条</u>・<u>第二条</u>）</p> <p>（略）</p> <p>第三章 費用（<u>第十八条</u>—<u>第二十九条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第三十条</u>）</p> <p>第五章 罰則（<u>第三十一条</u>—<u>第三十四条</u>）</p> <p>（略）</p> <p>（救助の対象）</p> <p>第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。</p> |

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

（新設）

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

（新設）

3 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。

（新設）

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

（新設）

5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（新設）

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外

（新設）

の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものと

する。

(都道府県知事等の努力義務)

第三条 都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 (略)

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 (略)

(指定行政機関の長等の収用等)

第五条 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合)にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び指定地方行政

(都道府県知事の努力義務)

第三条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 (略)

2 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 (略)

(指定行政機関の長等の収用等)

第五条 指定行政機関の長(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第三号に規定する指定行政機関の長をいい、当該指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合)にあっては、当該指定行政機関とする。次条において同じ。)及び

機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2・3 (略)

(従事命令)

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3～5 (略)

(協力命令)

第八条 都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関

指定地方行政機関の長（同法第二条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。次条において同じ。）は、防災業務計画（同法第二条第九号に規定する防災業務計画をいう。）の定めるところにより、救助を行うため特に必要があると認めるときは、救助に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用することができる。

2・3 (略)

(従事命令)

第七条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3～5 (略)

(協力命令)

第八条 都道府県知事は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関

する業務に協力させることができる。

(都道府県知事等の収用等)

第九条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産等を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 (略)

(都道府県知事等の立入検査等)

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 (略)

(通信設備の優先使用权)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により

る業務に協力させることができる。

(都道府県知事の収用等)

第九条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるとき、又は第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、病院、診療所、旅館その他政令で定める施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用することができる。

2 (略)

(都道府県知事の立入検査等)

第十条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。

3 (略)

(通信設備の優先使用权)

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事、第十三条第一項の規定により救

救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村（救助実施市を除く。以下同じ。）の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うことができる。

2 前項の規定により災害発生市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（日本赤十字社への委託）

第十六条 都道府県知事等は、救助又はその応援の実施に関して必要な事

助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合には、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

（事務処理の特例）

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うことができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（内閣総理大臣の指示）

第十四条 内閣総理大臣は、都道府県知事等が行う救助について、他の都道府県知事等に対し、その応援をすべきことを指示することができる。

（日本赤十字社への委託）

第十六条 都道府県知事は、救助又はその応援の実施に関して必要な事項

項を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうちに掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県又は救助実施市（以下「都道府県等」という。）が処理することとされている事務

二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理することとされている事務

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

を日本赤十字社に委託することができる。

(事務の区分)

第十七条 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県等が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県等は、その都道府県知事等が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県等が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた都道府県等（以下「被請求都道府県等」とい

2 第七条第五項の規定による実費弁償及び第十二条の規定による扶助金の支給で、第七条第一項の規定による従事命令又は第八条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事等の統括する都道府県が、第七条第二項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

3 第九条第二項の規定により準用する第五条第三項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

(委託費用の補償)

第十九条 都道府県は、当該都道府県知事が第十六条の規定により委託した事項を実施するため、日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄附金その他の収入を控除した額を補償する。

(都道府県が応援のため支弁した費用)

第二十条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

2 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、前項の規定により求償の請求を受けた救助の行われた地の都道府県は、内閣府令で

う。）は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が当該被請求都道府県等に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県等（以下「請求都道府県等」という。）に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による被請求都道府県等の要請があつた場合において、当該被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用（以下「請求費用」という。）を、当該被請求都道府県等に代わって請求都道府県等に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により請求費用を弁済したときは、被請求都道府県等に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）

第二十一条 国庫は、都道府県等が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県等の普通税（法定外普通税を除く。第二十三条において同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定

定めるところにより、国に対して、国が当該都道府県に代わって同項に規定する費用について同項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することができる。

3 国は、前項の規定による要請があつた場合において、救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定による求償の請求に係る費用を、当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済することができる。

4 国は、前項の規定により第一項の規定による求償の請求に係る費用を弁済した場合において、救助の行われた地の都道府県に対して、当該弁済した費用を求償するものとする。

（国庫負担）

第二十一条 国庫は、都道府県が第十八条の規定により支弁した費用及び第十九条の規定による補償に要した費用（前条第一項の規定により求償することができるものを除く。）並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用（前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。）の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に定める当該都道府県の普通税（法定外普通税を除く。以下同じ。）について同法第一条第一項第五号にいう標準税率（標準税率の定めのない地方税につ

めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあつては次の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 三 (略)

2 国は、前条第二項の規定による被請求都道府県等の要請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、請求都道府県等に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により被請求都道府県等から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 被請求都道府県等の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して請求費用を当該被請求都道府県等に代わつて請求都道府県等に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が請求費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定による要請に係る」とする。

いては、同法に定める税率とする。)をもつて算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の百分の二以下であるときにあつては当該合計額についてその百分の五十を負担するものとし、収入見込額の百分の二を超えるときにあつては次の区分に従つて負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十四条の定めるところによるものとする。

一 三 (略)

2 国は、前条第二項の規定による要請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一 前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二 救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わつて当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3 前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二

項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

(災害救助基金)

第二十二條 都道府県は、前条第一項に規定する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

第二十三條 災害救助基金の各年度における最少額は当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額とし、災害救助基金がその最少額に達していない場合は、都道府県は、政令で定める金額を、当該年度において、積み立てなければならない。

(新設)

(新設)

一 都道府県(次号に掲げる都道府県を除く。) 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額

二 救助実施市を包括する都道府県 当該都道府県の当該年度の前年度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額から、当該額に救助実施市人口割合(救助実施市を包括する都道府県の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下この号において同じ。)に占める救助実施市ごとの人口の割合をいう。次号において同じ。)の合計を乗じて得た額を減じた額

三 救助実施市 当該救助実施市を包括する都道府県の当該年度の前年

(新設)

度の前三年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の千分の五に相当する額に、当該救助実施市に係る救助実施市人口割合を乗じて得た額

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県は、区域内の市町村が災害救助の資金を貯蓄しているときは、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

(繰替支弁)

第三十条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、当該救助に係る災害発生市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第三十一条〜第三十四条 (略)

第二十八条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額以上積み立てられている都道府県は、区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)が災害救助の資金を貯蓄しているときは、同条の規定による最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金から補助することができる。

(新設)

(繰替支弁)

第二十九条 都道府県知事は、第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁するいとまがない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

第三十条〜第三十三条 (略)

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

| 改正案 | | 現行 | |
|---|---|---------------------------------------|---------------------------------------|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> | <p>法律</p> <p>災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）</p> | <p>法律</p> <p>災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）</p> |
| <p>事務</p> <p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条並びに第十四条の規定により都道府県等が処理することとされている事務</p> <p>二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> | <p>事務</p> <p>一 第二条、第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項において準用する第五条第二項、第七条第五項、第八条、第九条第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三項、第十条第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六条第三項、第十一条、第十二条、第十三条第一項並びに第十四条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第十三条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務</p> | | |

三 第二条の二第一項の規定により救助実施市が
処理することとされている事務

四 第十三条第二項の規定により災害発生市町村
が処理することとされている事務

| | | | | |
|---|------|---|-----|----------------|
| | | 改正案 | | 別表第二（第三十条の十関係） |
| 一の二 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市（次項及び別表第四の一の二の項 | 一（略） | 提供を受ける通知 都道府県の区域内の市町村の市町村长その他の執行機 関 | （略） | |
| | | 現行 | | 別表第二（第三十条の十関係） |
| （新設） | 一（略） | 提供を受ける通知 都道府県の区域内の市町村の市町村长その他の執行機 関 | （略） | |
| | | | | |

| | | | |
|------------------------------|------------------------|---|----------------------------------|
| <p>二〇五の十二 (略)</p> | <p>一〇四〇一の七 (略)</p> | <p>一〇三 災害救助法第二条に規定する災害発生市町村(救助実施市を除く。以下この項及び別表第四の一の三の項において「災害発生市町村」という。)の長</p> | <p>において「救助実施市」という。 ()の長</p> |
| <p>(削る)</p> | <p>(略)</p> | <p>災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | |
| <p>五の十三 市町村</p> | <p>二〇五の十二 (略)</p> | <p>一〇二〇一の五 (略)</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> | <p>(新設)</p> |

| | | | | | | |
|----------|----------|--|-------------------------|----------------|--------------------------|--|
| 一の二 都道府県 | 一 (略) | 提供を受ける通知 都道府県以外の都 道府県の都道府県 知事その他の執行 機関 | 災害救助法による同法第二十一条の救助又は同法第 | (略) | 事 務 | |
| | | | | 六 十一 (略) | 五の十三 五の三 十三 (略) | |
| | | | | (略) | (略) | |

別表第三(第三十条の十一関係)

| | | | | | | | | | |
|------|----------|--|------|-----|------------|-----------------|--|--------------------------|---|
| (新設) | 一 (略) | 提供を受ける通知 都道府県以外の都 道府県の都道府県 知事その他の執行 機関 | (新設) | (略) | 事 務 | 別表第三(第三十条の十一関係) | 六 十一 (略) | 五の十四 五の三 十四 (略) | 長 |
| | | | | (略) | (略) | | よる同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶 助金の支給に関する事務のうち、同法第三十条 第一項の規定により市町村長が行うこととされ たものに関する事務であつて総務省令で定める もの | | |
| | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------------|------|----------|------------|--------------------------------|
| 提供を受ける通知 | 別表第四（第三十条の十二関係） | 八～二十九（略） | 七の八～七の十九（略） | （削る） | 二～七の七（略） | 一の三・一の四（略） | 知事 |
| | | （略） | （略） | （削る） | （略） | （略） | 十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

| | | | | | | | |
|----------|-----------------|----------|-------------|--|----------|------------|--|
| 提供を受ける通知 | 別表第四（第三十条の十二関係） | 八～二十九（略） | 七の九～七の二十（略） | 知事 都道府県 | 二～七の七（略） | 一の二・一の三（略） | |
| | | （略） | （略） | 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの | （略） | （略） | |

| | | | | | |
|---|--------------|---|---|--------------------|-------------------|
| <p>都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p> | <p>一 (略)</p> | <p>一の二 救助実施市の長</p> | <p>一の三 災害発生市町村の長</p> | <p>一の四 一の八 (略)</p> | <p>二の四の十二 (略)</p> |
| <p>事務</p> | <p>(略)</p> | <p>災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | <p>災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |

| | | | | | |
|---|--------------|-------------|-------------|--------------------|-------------------|
| <p>都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p> | <p>一 (略)</p> | <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> | <p>一の二 一の六 (略)</p> | <p>二の四の十二 (略)</p> |
| <p>事務</p> | <p>(略)</p> | <p>(新設)</p> | <p>(新設)</p> | <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |

| | |
|-------------------|------|
| (削る) | (削る) |
| 四の十三 十三 (略) | (略) |
| 五 十 (略) | (略) |

別表第五(第三十条の十五関係)

- 一 (略)
- 一の二 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 - 一の三・一の四 (略)
 - 二の九の四 (略)
- (削る)
- 九の五・九の六 (略)
- 十の三十四 (略)

| | |
|-------------------|-------------|
| 四の十三 市長 | 四の十三 市町村 |
| 四の十四 十四 (略) | (略) |
| 五 十 (略) | (略) |

別表第五(第三十条の十五関係)

- 一 (略)
- (新設)
- 一の二・一の三 (略)
- 二の九の四 (略)
- 九の五 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第二十九条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
 - 九の六・九の七 (略)
 - 十の三十四 (略)

| 改 正 案 | 現 行 | | | | |
|---|--|--|--|------------------|--|
| <p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の七十九の項中「第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可」を「第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出」に改める。</p> <p>別表第三の七の十九の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="459 232 730 1077"> <tr> <td data-bbox="459 232 730 472">七の二十 都道 府県知事</td> <td data-bbox="459 472 730 1077">卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。</p> <p>十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | 七の二十 都道 府県知事 | 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | <p>附 則</p> <p>（住民基本台帳法の一部改正）</p> <p>第十六条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の七十九の項中「第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可」を「第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出」に改める。</p> <p>別表第三の七の二十の項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="459 1189 730 2033"> <tr> <td data-bbox="459 1189 730 1429">七の二十一 都 道府県知事</td> <td data-bbox="459 1429 730 2033">卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</td> </tr> </table> <p>別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。</p> <p>十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> | 七の二十一 都 道府県知事 | 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 七の二十 都道 府県知事 | 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | |
| 七の二十一 都 道府県知事 | 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | | | | |